

## 2022 年 FSC 総会 動議一覧

本資料は、2017 年 FSC 総会（バンクーバー開催）に提出された動議の投票結果をまとめ、FSC ジャパンが参考訳を提供したものである。訳に疑義がある際は常に英語原文が優先する。全動議の正式な英語のタイトルと投票結果は、以下のウェブサイトを確認すること（FSC 国際会員のみが詳細を見られる）。

参考 URL : <https://ga.fsc.org/en/public-motions>

### 参考：投票の仕組み

可決されるために必要な票数は以下の通り：

- 投票に参加した FSC 会員全員の 3 分の 2 の賛成票を得ること。
- 投票に参加した社会、環境、経済の各分会に属する会員のそれぞれ 2 分の 1 の賛成票を得ること。

つまり、幅広い賛成票だけでなく、社会、環境、経済それぞれの利害に一致する動議でないと、可決はされない仕組みである。この投票制度は FSC の特徴の一つである。

定款動議は、FSC の定款変更または原則と基準の変更を求める動議である。

方針動議は、FSC 規格や運用方法の変更を求める動議である。

すべての動議を議論するための時間が不足する懸念から、まずは審議の優先順位付けが会員によって行われる。

つまり、時間切れにつき投票できなかった動議は、そもそも会員内の優先順位が低いものである。

色の説明：

|  |                                      |
|--|--------------------------------------|
|  | 緑色：可決                                |
|  | 赤色：否決                                |
|  | 灰色：投票前の取り下げ、他の動議に統合、優先順位が低く投票できなかった等 |

可決動議の動議番号をクリックすると、詳細を見ることができる。

### 1. 定款動議

| 動議番号及び概要                                                             | 投票結果  |
|----------------------------------------------------------------------|-------|
| <a href="#">01/2020</a> フランス語の FSC の第 3 の公用語としての追加                   | 可決    |
| 04/2020 FSC 地域オフィスでの会員関与推進を通じてネットワークを強化する                            | 否決    |
| 17/2020 FSC 認証林における動物管理の高度かつ一貫した規格に向けた道のり                            | 否決    |
| 17a/2020                                                             |       |
| 34/2021 FSC 会員の資格はく奪手続きの明確化及び修正                                      | 否決    |
| 35/2021 FSC 会員の分会選択基準の修正                                             | 投票されず |
| <a href="#">37/2021</a> 「林地転換に対処するための方針」の実施のための、FSC の原則と基準の必要な変更     | 可決    |
| <a href="#">40a/2021</a> 原則 4 における自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）の適用性の | 可決    |

|  |    |  |
|--|----|--|
|  | 検討 |  |
|--|----|--|

## 2 方針動議

| 動議番号及び概要                |                                                                          | 投票結果  |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-------|
| 05/2020                 | FSC 国際事務局のパフォーマンスと透明性の向上                                                 | 否決    |
| 06/2020                 | より直接的な民主主義を可能とする動議提出方法に関する陳述                                             | 投票されず |
| <a href="#">09/2020</a> | 動議発議プロセスの見直しと変更                                                          | 可決    |
| 10/2020                 | 規格策定グループ（SDG）の提案を尊重                                                      | 投票されず |
| 12/2020                 | FSC 国際理事選出モデルの改善                                                         | 投票されず |
| 14/2020                 | 国内 FSC 規格の較正                                                             | 投票されず |
| 15/2020                 | 持続可能な集中森林管理（intensification）                                             | 否決    |
| 16/2020                 | FLEGT 行動計画を通じて策定された各国の法的な枠組みと FSC の間に存在するシナジーを確認                         | 投票されず |
| 18/2020                 | 原則 9 及び手つかずの原生林景観（IFL）を含む HCV 2 の管理方法の適用状況を改善                            | 投票されず |
| 19/2020                 | 2014 年総会可決動議 65 番に示されている法令への適合                                           | 投票されず |
| 22/2020                 | より多様な樹木が被覆する生態系を含み、気候変動の抑制に貢献し、利害関係者にとって革新的な恩恵をもたらすよう、景観アプローチを拡大する       | 否決    |
| <a href="#">23/2020</a> | 現地の状況に合わせた景観全体のアプローチを用い、規格策定グループ（SDG）を強化することによって原生林景観保護を向上させる            | 可決    |
| 25/2020                 | 小規模なコミュニティフォレスト事業体の設立を促進するための仕組みを作り、実施する。                                | 否決    |
| 26/2020                 | 原則 3 をより重要な要求事項にすることで適合性を強化                                              | 投票されず |
| 27/2020                 | 審査頻度を高め、審査員の質と能力を向上することで、原則 3 の審査を強化する                                   | 否決    |
| <a href="#">28/2020</a> | 小規模事業者のバリューチェーンの障壁を克服するため、CoC（Chain of Custody）手順における特定された問題を改善し、参加を拡大する | 可決    |
| 30/2020                 | FSC 制度を通じた数量追跡システムの実施                                                    | 否決    |
| <a href="#">31/2020</a> | ASI の運用に関する FSC の規範的要求事項                                                 | 可決    |
| 32/2020                 | シベリアの FSC オフィス強化及びアジアパシフィック地域への部分的な従属性を強化                                | 投票されず |
| 40b/2021                | 原則 4 における自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）の適用性の検討                            | 否決    |
| 41/2021                 | FSC の信頼性を犠牲にすることなく、透明性を確保するための守秘義務指針の策定                                  | 投票されず |
| <a href="#">42/2021</a> | FSC コミュニケーション指針                                                          | 可決    |
| 43/2021                 | 森林管理区画の関連書類に植物検疫記録を含める                                                   | 投票されず |
| 44/2021                 | FSC 制度における遺伝子組み換え生物の使用に関する、会員による意思決定の保証                                  | 否決    |
| <a href="#">45/2021</a> | FSC の信頼性を守るための自然林転換・補償についての一連の規準文書の充実と改善                                 | 可決    |
| 46/2021                 | 手つかずの原生林景観（IFL）及び先住民族の文化的景観の保全の動機付け及び便益                                  | 否決    |
| 47/2021                 | 国際的な持続可能性及び持続可能な開発プログラムと惑星限界に FSC 規格を整合させる                               | 投票されず |
| <a href="#">49/2021</a> | ネットゼロおよびネットポジティブ目標に対する世界市場の需要に応えるための気候                                   | 可決    |

|                         |                                                        |       |
|-------------------------|--------------------------------------------------------|-------|
|                         | 変動緩和メカニズムとしての FSC 生態系サービス手順の整備                         |       |
| <a href="#">50/2021</a> | 労働者へのアクセス権に関する方針についての動議                                | 可決    |
| <a href="#">51/2021</a> | 労働者が労働安全衛生代表者を選出する権利の保証                                | 可決    |
| 52/2021                 | 優秀な認証事例を認識し、動機づけできる仕組み                                 | 投票されず |
| <a href="#">53/2021</a> | 文化的サービスの認識と、先住民族の相互関係を強化し長期的に存続させるための慣行を生態系サービスに組み込む   | 可決    |
| 54/2021                 | FSC CoC 認証取得組織が、組織内の FSC 認証製品割合を増やすための動機付け             | 否決    |
| <a href="#">55/2021</a> | CoC (Chain of Custody) グループ認証を通じて認証された組織と製品の制度的な透明性を向上 | 可決    |
| 56/2021                 | FSC 認定認証機関向けの規格の一般要求事項に社会面の専門家を追加                      | 投票されず |
| 58/2021                 | より多くのクマヤタカ、よりきれいな水のために規則に基づく規格から成果主義の規格への変更を加速する       | 否決    |
| 59/2021                 | FSC ナショナルオフィスの設立と、会員の関与を増やすことで、南半球のネットワークを構築           | 否決    |
| 60/2021                 | FSC 審査のより客観的な評価方法                                      | 投票されず |

---

## 可決された動議の詳細（動議番号順）

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| タイトル： フランス語の FSC の第 3 の公用語としての追加                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 動議番号： 01/2020                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p>内容</p> <p>【目的】フランス語を話す人々が FSC の話題に完全に参加できることを可能とする。フランス語は世界的にも主要な言語のひとつであり、様々な国際組織や国際的なイベントで話されており、理解されている。FSC においてもアフリカを中心にフランス語を話す会員は多いが、これまでフランス語訳がなかったことによって議論への参加から除外されているように感じている会員も多かった。特に世界で 2 番目に大きな森林地域をもち、地球の肺と呼ばれるコンゴ盆地では利害関係者との国際的なコミュニケーションでフランス語が使用されているため、これらの利害関係者が FSC の中核的なプロセスに関与し、世界の森林を守るためにはフランス語を公用語にすることが重要である。</p> <p>【動議内容】次の定款変更を求める：</p> <p>第 3 条の現在の文章：組織の公用語はスペイン語と英語である。組織によって発行される主要な文書と資料は両言語にて用意されなければならない。規格、申請書や原則と基準のような組織に提出されるすべての文書は組織によって英語とスペイン語で準備される。その他の言語は総会によって承認されることで追加できる。</p> <p>第 3 条の変更の提案：組織の公用語はスペイン語、フランス語と英語である。組織によって発行される主要な文書と資料は 3 つすべての言語にて用意されなければならない。規格、申請書や原則と基準のような組織に提出されるすべての文書は組織によって英語、フランス語とスペイン語で準備される。その他の言語は総会によって承認されることで追加できる。</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| タイトル：動議発議プロセスの見直しと変更                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 動議番号： 09/2020                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>内容</p> <p>動議の発議プロセスは見直し、修正される必要がある。</p> <p>【背景 / 理由】</p> <p>動議の発議プロセスは既に時代遅れとなっており、FSC に様々な問題を起こしている。</p> <p>従って会員と事務局が皆関与する過程を通じて修正される必要がある。新しい動議の発議プロセスは、動議の数を減らし、質を上げるよう設計されなければならない。</p> <p>動議の提出に関する最初のプロセスは変更する必要がない。これによってすべての提案を FSC 会員と FSC 事務局が確認することができる。しかし、新しいプロセスでは動議のフィルタリング、優先順位付け、内容の改善方法をよりよいものとする必要がある。</p> <p>本動議は、その具体的な方法について指定をせず、目的を果たすために成果を重視する。</p> <p>本動議の目的が達成された際には、今後の FSC 総会で議論される動議の数は管理できる数に収まり、かつ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• すべての会員が簡単に理解できる明確な文章で書かれており</li><li>• 例えば以下のような品質と優先順位付けのフィルターがすでにかけており<ul style="list-style-type: none"><li>• 影響評価</li><li>• 予算及び人員の確保</li><li>• 実現可能性評価</li></ul></li><li>• 包括的かつ透明なコンサルテーションプロセスを経て最終版が会員に提示される</li></ul> |

タイトル：現地の状況に合わせた景観全体のアプローチを用い、規格策定グループ（SDG）を強化することによって原生林景観保護を向上させる

動議番号： 23/2020

#### 内容

FSC は現在 HCV2 及び手つかずの原生林景観（IFL）保全のために現在用いているアプローチの欠陥を克服し、FSC 会員と関係者の期待に応える必要がある。このために FSC は IFL 保全を効果的に達成し、規格策定グループ（SDG）がどのように FSC 規準文書（特に国際標準指標、IGI）を改善することで国内規格や地域規格における景観レベルでの IFL を含む HCV2 の特定、保護、維持、向上につながるアプローチを強化できるかという視点で現在のアプローチを見直し、改定しなければならない。

FSC の現在のアプローチは以下のように見直され、改定されなければならない：

- 原則 9 及び過去の FSC 総会で可決された動議（2014 年 65 番、2017 年 34 番、2017 年 71 番）の目的及び、景観レベルでの HCV2/IFL の大部分の効果的な保護を支持できるようにする。
- 現在の要求事項を国際レベルで変更し、IFL の中核的地域や保全方法を定め、その地域の環境、社会及び社会経済的な状況において景観全域にわたる HCV2/IFL 保全に最も貢献できるようにする。
- 景観内の HCV2/IFL の特定、保全、維持において、利用可能な最も有効な情報を含める。このような情報には地域評価（2017 年総会可決動議 34 番）、専門家の知見、ピアレビューや生態学的、社会及び社会経済的な価値と条件の現地調査結果が含まれる。このような条件には自然書く欄、森林タイプ、人為介入、分断化や生物多様性の価値などの手つかずの度合いの違いが含まれる。
- 景観レベルでの HCV2/ILF 保護の特定、保全と管理のバランスや優先順位付けにおいてリスク分析を含める。これには生物多様性、森林の炭素貯蔵、先住民族や地域住民、FSC ブランド、認証取得者、その他の HCV2/IFL 関連価値のリスクと恩恵の評価、そして脅威と機会の評価が含まれる。
- FSC の国際的なアプローチを特定地域の環境、社会及び社会経済的な状況に適合させ、景観レベルで HCV2/IFL 保全を行うための要求事項を作成する際の規格策定グループの役割を強化し明確にする。
- ILF 保全によって影響を受け得る先住民族および伝統的民族への聞き取りを行い、FPIC 手順に基づき彼ら、彼女らの権利を考慮する
- 国内、地域レベルですべての利害関係者の公平な総意に基くこと。このような利害関係者には特に地域住民や IFL 保全によって影響を受ける関係者、政府当局などが含まれる。

この見直し及び改定作業が実施され、国際的なアプローチが修正されている間においても、暫定的なルールが適用される。

暫定的なルールには、規格策定グループが要求する森林管理区画における IFL の大部分よりも限られた範囲におけるより厳しい暫定閾値の承認が含まれる。

FSC は 2023 年 2 月 28 日までに理事会による承認を受けるための、本暫定ルールを適用するためのアドバイスノートを作成しなければならない。

FSC は本動議を 1 年以内に最優先で実施しなければならない。

FSC 理事会及び事務局は、2022 年総会后すぐ、2023 年 1 月 31 日までに実施ガイダンスを作成しなければならない。

タイトル：小規模事業者のバリューチェーンの障壁を克服するため、CoC（Chain of Custody）手順における特定された問題を改善し、参加を拡大する

動議番号： 28/2020

## 内容

本動議は、FSC に対して小規模事業者が FSC-STD-40-004 (CoC 規格) において複雑だと感じている点を克服するために必要な CoC 要求事項の明確化と変更を求めるものである。これは、現在の「すべての組織に適用される一つの規格」という一般化されたアプローチから、北半球と南半球、それぞれの利害関係者のために仕立てられた要求事項への変更を意味する。小規模事業者、先住民族、サプライチェーン上の中小企業を含む調査がまず実施され、主な障害を評価する必要がある。調査の結果特定された課題に対する適切な措置として、既存の規格に入れ込む形かもしくは別の細ツールという形で課題を克服するための措置が取られること。この改定により、小規模事業者や仲介・流通業者による CoC 認証取得が促進されるだけでなく、特に小規模所有者やコミュニティによる FM 認証の取得も促進することを目指す。当然の結果として、小規模事業者がよりマーケットアクセスを得ることができる。グローバル戦略の目的に従い、小規模事業者がよりマーケットで注目されるようになるが、一方で大規模事業者への影響は避ける。

タイトル： ASI の運用に関する FSC の規範的要求事項

動議番号： 31/2020

## 内容

2023 年上半期のできるだけ早い時期に、FSC は ASI の評価プロセスと成果報告のための模範的要求事項を策定しなければならない。これによって ASI の仕事を明確にし、何に対する説明責任を持ち、FSC に対して堅固なサービスを提供するために十分なリソースを保証し、認証機関と認証取得者に対して公平なサービスを提供する能力を強化する。模範的要求事項は FSC の規格策定手順 (FSC-PRO-01-001) に従い、また利害関係者を関与させて行うこと。

タイトル： 「林地転換に対処するための方針」の実施のための、FSC の原則と基準の必要な変更

動議番号： 37/2021

## 内容

林地転換に関する指針を実施するために、FSC の原則と基準第 5-2 版を以下のように改訂し、第 5-3 版とする：

1. 基準 6.9 の改訂：林地転換に関する指針の発効日後に、林地転換に関する指針における新たな定義を反映し、高い保護価値 (HCV) を持つ地域を含め、最小限の転換（管理区画のごく限られた部分に影響する転換）について社会的な便益を求める。自然林を直接転換して造られた人工林の森林以外の土地利用へ転換は、改訂基準 6.9 では転換 (transformation) と呼ぶ。
2. 基準 6.10 の改訂：林地転換に関する指針の条項に基づき、1994 年 12 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までに行われた転換活動への補償を反映。これには「責任」という定義されていない用語を「組織と FSC との関係に関する指針」において十分に定められた「関与」という考え方に置き換えた。
3. 新基準 6.11 の導入：林地転換に関する指針における 2020 年 12 月 31 日以降の、より厳しい転換に対するアプローチを反映し、必要な公益の範囲を最小限の転換にも拡大。
4. 「復元」の定義を改訂し、林地転換に関する指針の新たな文章との整合を図る。
5. 林地転換に関する指針にあわせて「ごく限られた部分」の定義を追加し、転換がいつ行われたかに関わらず、合計面積に対して適用される旨を明確にする。
6. セクション B の参照に、「林地転換に関する指針」及び「FSC 補償枠組み」を追加。

タイトル： 原則 4 における自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC) の適用性の検討

動議番号： 40a/2021

## 内容

本動議では、FSC の原則と基準の第 5-2 版に以下の変更を求める。

基準 4.2 への変更の提案（変更点を赤字で示す）：

組織\*は、地域社会\*の権利、資源、土地や領域\*を守るために必要な限りにおいて、管理区画\*内のまたはその区画に関連する管理活動を規制する権限を維持するための、その地域社会\*が有する法的\*及び慣習的な権利\*を認識し、尊重\*しなければならない。~~伝統的民族地域社会\*~~がその管理活動を監督する権限を第三者に委託する際には自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)\*が必要である。

基準 4.8 への変更の提案（変更点を赤字で示す）：

組織\*は、~~伝統的民族地域社会\*~~が伝統的知識\*を守り、使用する権利を尊重\*し、組織\*がそれらの伝統的知識\*や知的財産\*を使用する際は~~伝統的民族地域社会\*~~に補償をしなければならない。また使用する際には、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)\*を通じて組織\*と~~伝統的民族地域社会\*~~の間で基準\*3.3 のような契約\*を締結しなければならない。またこれは知的財産\*権の保護\*に沿うものでなければならない。

新たな基準の 4.3 としての追加提案：

管理活動を監督する権限を委託する際には、組織と伝統的民族の間で自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)\*を通じた拘束力のある契約が交わされなければならない。契約には期間や最高賞、更新、取消しの条件、そして経済的な条件やその他の条件が定められなければならない。契約には組織によるこれらの条件の適合について伝統的民族がモニタリングするための条項が含まれなければならない。

タイトル： FSC コミュニケーション指針

動議番号： 42/2021

内容

本動議は、内部そして外部向けの FSC コミュニケーション指針を設計及び実施することで、グローバルな規模の様々な利害関係者との意思疎通や協同の際に、組織レベルで統一された話し方ができるように手助けをすることを目的としている。

指針は、FSC の様々なレベルで見られる社会、文化、経済、環境、地域的な多様性を認識することに基づく。

FSC コミュニケーション指針は、FSC のミッションに沿った原則、価値、目的を含み、意思決定の透明性を奨励し、会員による所属感を強化し、認知度向上やアドボカシーのための外部利害関係者との関係構築プロセスに向けたものでなければならない。

このために、FSC 事務局は FSC コミュニケーション指針の草案及び実施計画を作成すること。これには目的、戦略、プログラム、プロジェクト、活動、効果測定方法を含めること。このプロセスには専門家のグループによる助言及びこれまでに合意されているプロセスに基づく会員の関与を含めること。本動議の可決から 6 か月以内に指針は理事会に提出されなければならない。

タイトル： FSC の信頼性を守るための自然林転換・補償についての一連の規準文書の充実と改善

動議番号： 45/2021

内容

FSC 会員は、組織と FSC との関係に関する指針第 2-0 版と 3-0 版の補償枠組み及び関連資料の強化と改善により、FSC 制度全体を通じて自然林の転換の問題に対応し、信頼できる社会的及び環境的な補償が行われることを求める。本動議は、2023 年 7 月 1 日までに補償枠組みが完成し、以下が実施されることを求める：

1. 組織と FSC との関係に関する指針第 2-0 版の補償枠組み及び、FSC が「企業集団」の広がりを確認するために用いる関連手順で用いられる「企業集団」と「管理」の新しい定義が重大な意味を持つケースを特定するためのアドバイス

ノートを作成する。

2. 「劣化」が「転換」と見なされる場合の明確なガイダンスと定義を含める。

3. UNDRIP、国際人権法及び FSC の FPIC 実施ガイドの要求事項に沿った、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)を保証し、補償プロセスの最初に FPIC を得るための要求事項を追加し、影響を受ける権利者や影響を受ける地域の特定や影響評価に関する合意について独立した検証を行うこと。

4. 先住民民族員会による勧告を反映すること。

本動議は、「組織と FSC との関係に関する指針」第 3 版の補償枠組みが、FSC 理事会によって承認され前に会員向けのオンラインセミナーの実施を求める。

タイトル： ネットゼロおよびネットポジティブ目標に対する世界市場の需要に応えるための気候変動緩和メカニズムとしての FSC 生態系サービス手順の整備

動議番号： 49/2021

内容

FSC は、生態系サービス手順（FSC-PRO-30-006）に基づく表示を、ミティゲーション・ヒエラルキーのあらゆるステージにおける気候、生物多様性、水のネットゼロ及びネットポジティブ目標への使用を認めること。ミティゲーション・ヒエラルキーにはバリューチェーン内及びそれを越えた影響の測定、回避、軽減、復元、そして補償または残存影響の中和が含まれる。本動議で提案する活動は以下の通り：

1. FSC は、生態系サービス手順を改訂し、ウォーター・ニュートラリティー、生物多様性のネットポジティブまたはノーネットロス、気候影響のネットゼロ、そして総合的な自然ポジティブ戦略を含むミティゲーション・ヒエラルキーのあらゆるステージにおいて、認証取得者とスポンサーが科学的根拠に基づく目的達成に向けて、FSC 認証及び証明された好影響を使用できるようにする。FSC によって証明された生態系サービスへの好影響は、影響回避や提言に関する目標にのみ使用できる。補償または中和に関する表示は、残存する影響に関してのみ行える。

2. ミティゲーション目標を満たすために FSC によって証明された表示を使用することに先駆けて、FSC はすべての認証取得者とスポンサーが、「組織と FSC との関係に関する指針」への誓約を公開することでミティゲーション・ヒエラルキーに従ったアプローチへの誓約を求めなければならない。

3. FSC はすべての表示とその使用の信頼性を保証しなければならない。これには二重カウント、誇大広告、不正確な影響評価、そして表示の誤った使用のリスクを回避し、トレーサビリティと透明性を高めるためのインパクト・レジストリーの開発も含む。FSC は表示が譲渡不能で、表示期間中変更不能、そしてスポンサーシップ登録がされると同時に執行することを求めなければならない。FSC はスポンサーシップによって認証取得者、地域社会、認証機関、プロジェクト開発者、そして FSC が得られる恩恵の共有について明確なガイドラインを作ること。

4. 気候、水、生物多様性の世界で FSC が、世界的なツールとして認識されるように必要なステップを踏み、急速に成長する競争力の高いこのマーケットに FSC が入り込めるように、世界をリードする団体との協力を強化すべきである。

5. FSC は、FSC 生態系サービス手順を認証取得者とスポンサーに普及させるよう、教育訓練を行い、地域に適合したガイダンスを作成し、ナショナルオフィスや利害関係者に働きかけるために必要なリソースを割り当てること。

本動議の目的は、FSC によって証明された好影響をより明確、透明にし、社会と市場のニーズにこたえられるようにし、同時に FSC 認証取得者にとっての価値を高めることである。

タイトル：労働者へのアクセス権に関する方針についての動議

動議番号： 50/2021

## 内容

認証取得組織は、まず認証取得組織の労働者に情報を提供しようとする労働組合代表者に、これらの労働組合代表者のための労働者への物理的アクセスを許可しなければならない。経営層は、労働者の物理的な居場所についての適切な情報を提供しなければならない。職場が適切な場所がない場合、経営層は可能な限り、労働組合代表者がどのようにして労働者に会うことができるのかに関する合意を得るための努力をしなければならない。経営層はこれらの会合に干渉してはならず、また労働者がこのような会合に参加することを妨害してはならず、参加した労働者に制裁や罰則を与えてはいけい。本要求事項は、経営層が本要求事項を満たすまたは超えるような法律、規制または団体労働協約への適合を示さない限り、満たされなければならない。

タイトル：労働者が労働安全衛生代表者を選出する権利の保証

動議番号： 51/2021

## 内容

FSC はその規格の中に、認証取得者が自身の活動において労働者の労働安全衛生を保証するための誓約に関する要求事項を持つ。これには灯籠安全衛生代表者の任命から手順を持つことに関する要求事項まで含まれる。

本動議の提案者は、FM、CoC、CW-FM のすべての規格に対して、認証取得組織が 20 名の労働者に対して 1 名の労働安全衛生代表者をもち、定期的、少なくとも 4 年に 1 度はその選出が行われることを求める。国内法、規制または団体労働協約によって本要求事項を超える労働安全衛生代表者の選出が行われている場合はこの限りではない。立候補を希望する労働者がその希望を伝えることができ、その旨を経営層からの脅威や制裁または干渉を受けることなく他の労働者に伝えることができ、選出された労働安全代表者が適切な教育訓練を受けることができ、労働安全衛生代表者が脅威にさらされず、自由に役割を果たし、職場の労働安全衛生に関する最良事例について経営層と労働者にアドバイスをできること。

タイトル：文化的サービスの認識と、先住民族の相互関係を強化し長期的に存続させるための慣行を生態系サービスに組み込む

動議番号： 53/2021

## 内容

FSC は、先住民族及び伝統的民族のための追加サービスとマーケット表示を作ることを通じて生態系サービス手順を強化、拡大しなければならない。以下のサービスとマーケット表示が作られる：

1. 次世代の後見及び指導を含む、文化的及び伝統的な知識や慣行の保護と維持。
2. 文化的及び考古学的に重要な場所の保護と維持。
3. 健康や幸福を含む、森林の社会的な恩恵を強化。
4. 生物多様性の消失や気候変動によって引き起こされる自然火災に対して有効となる伝統的な火入れ慣行のような社会または環境的な成果を伴う文化的な慣行に関する表示を新たに作る。

これらの生態系サービス表示を作る際には、以下に留意すること：

- a. すべて先住民族や伝統的民族の領土に適用されるため、これらサービスの開発、実施及び検証は先住民族及び地域社会が実施する活動によって設計され、適合され、進められなければならない。更にこれらサービスや表示の受益者及び所有者は先住民族及び伝統的民族となり、知的財産権も保たれる。
- b. 証明方法を含む生態系サービスのアプローチは、革新的かつ低コストなソリューションを用いて簡素化されなければならない。このようなソリューションは特定の地域や地域社会で使用される、類似するコミュニティ管理方法や、コミュニティ及び家族経営森林プログラムによって開発されたツールに沿ったものとする。開発とコンサルテーショ

ンにおいては、先住民族と伝統的コミュニティの自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）を用いて行うこと。

c. サービスと表示の組み合わせを可能とすること。

タイトル： CoC（Chain of Custody）グループ認証を通じて認証された組織と製品の制度的な透明性を向上

動議番号： 55/2021

#### 内容

本動議は、FSC に対してグループ CoC 認証に含まれる組織とグループ CoC 認証を通じて認証された製品の透明性とトレーサビリティを、単独認証同等となるように改善することを求める。具体的には CoC グループ認証に含まれる各組織がそれぞれのライセンス番号（例：サブコード）を発行されることでラベル付き製品がどの組織によって製造されたかをより容易に追跡できるようにする。また各組織が FSC データベースにおいてそれぞれの記録を持つようにし、各組織の認証範囲や連絡先を公開する。このことでこのようなタイプの認証に関わるサプライチェーンの透明性が保証される。グループ管理者とグループメンバー間の現在の責任分担は維持されなければならない。またグループ管理者が商標使用管理システムを通じてメンバーの商標使用申請を許可できるというような、グループ認証のメリットも維持されなければならない。制度への変更によってグループ認証を複雑にして、グループ管理者やメンバーによる費用や手間が増えることは避けなければならない。本動議は 3 年以内に実施すること。

#### 背景

現在のグループ CoC 認証では、認証範囲内で製造された製品にはすべてグループとして 1 つだけ持つライセンス番号を伴うラベルがつけられる。また FSC 認証データベースに登録される製品グループ（樹種情報、FSC 表示を含め）も、それぞれのメンバーが扱う製品グループがまとめて登録されている。現状は FSC ラベル内のライセンス番号を見ても、グループ管理者の手助けなしに、どのメンバーが製造した製品であるかを追跡することができない。同様に FSC や ASI による取引情報の照合調査もグループ管理者のサポートなしにはできない。FSC のグローバル戦略で掲げている制度の信頼性向上という目的からもグループ CoC 認証の仕組みの改善が必要である。

#### 過去の経緯

数年前に、複数のグループ CoC 認証管理者がまとまり、CoC グループネットワークを結成した。すべて FSC 国際会員の企業であり、アメリカ、カナダ、オランダ、ドイツ、イタリアの企業からなっている。グループが拡大するとともに、グループメンバー自身がメンバーごとの製品のトレーサビリティが分かりにくくなっていると感じ、2017 年に FSC 国際事務局に対してこの問題を解決するための複数の解決策を含むレターを発行した。FSC 国際事務局からは総会への動議という形で提案を出す必要があるという回答があったため今回の総会への動議として発議された。